

那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須塩原市内のスポーツ施設等でスポーツ合宿（以下「合宿」という。）を行う団体（以下「合宿者」という。）に対し、那須塩原スポーツコミッションが宿泊費に対する助成金を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、本市において合宿を行う合宿者に対し、予算の範囲内において宿泊費の助成を行うことで、合宿者の負担を軽減、合宿の誘致を促進し、地域事業者の消費拡大による地域活性化を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が対象とする競技のこと。
- (2) 合宿 市外からスポーツ技術等の向上を目的に、宿泊を伴う練習や研修等を行うこと。
- (3) スポーツ団体 学校、実業団、クラブ等に所属する者及びスタッフ（部長、監督、コーチ、マネージャー等）で構成する団体をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設をいう。

(交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる合宿者（以下、「交付対象者」という。）は、市外から那須塩原市に合宿を行うために訪問している団体のうち、別表に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(助成金の額)

第5条 交付する助成金の額は、1人当たり1泊1,000円とし、同一年度内に交付する1団体に対する上限額は100,000円とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者は、合宿最終日から数えて14日以内に、次に掲げる書類を添えて会長に申請するものとする。

- (1) スポーツ合宿宿泊費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 合宿参加者の名簿
- (3) 宿泊施設の領収書の写し
- (4) その他、会長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第7条 会長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 会長は、助成金を交付することが適当と認めるときは、スポーツ合宿宿泊費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、助成金を交付しないことに決定したときは、スポーツ合宿宿泊費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 申請者は、前条第2項の規定によるスポーツ合宿宿泊費助成金交付決定通知書により助成金の額の決定通知を受けたときは、スポーツ合宿宿泊費助成金交付請求書（様式第4号）により会長に助成金の交付を申請するものとする。

（助成金の返還）

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 申請者は、前項に定める命令があったときには、7日以内に返還に応じなければならない。また、返還の方法については会長の指示に従うものとする。

（書類の保管期間）

第10条 第6条の定めにより提出された書類を保管しておかなければならない期間は、交付対象となった合宿の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

別表

区分	対象要件	備考
宿泊施設	市内に住所を有する宿泊施設に宿泊すること。	
練習・研修等施設	合宿日数のうち3分の2を超える日数を市内に住所を有する施設又は場所で行うこと。	
宿泊数	<ul style="list-style-type: none">・ 5人以上の人数で1回当たり2泊以上の連続した合宿を行うこと。・ 1回の合宿において、人数と宿泊数を乗じて得られる延べ宿泊数が15を超えること。	合宿期間に大会の参加が含まれる場合（交付対象者が那須塩原市民を対象とした大会を主催する場合は除く）は、開会式又は参加する競技日のいずれか早い日の前日の宿泊から最後に参加した競技日の宿泊分を除く。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 那須塩原スポーツコミッションに相談の上、実施に至った合宿を行うこと。・ 営利を目的とする合宿を行わないこと。・ 政治的又は宗教的活動を目的とする合宿を行わないこと。	

	<p>・暴力団員（排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属する団体でないこと。</p> <p>・普段活動している地域のスポーツ協会、スポーツ少年団等の地域の競技団体に登録している場合は、その競技団体に登録している団体の単位での申請とする。ただし、団体の中で普段から活動内容・活動場所・活動時間等について別々に行動をしているチーム等の単位がある場合はその限りではない。</p> <p>また、地域の競技団体に登録していない場合は、那須塩原スポーツコミッションと協議の上、申請する団体について決めることとする。</p>	
--	---	--

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

電話番号

スポーツ合宿宿泊費助成金交付申請書兼実績報告書

那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金の交付を受けたいので、那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

合宿の種目・内容	
合宿期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	・合宿参加者の名簿 ・宿泊費の領収書の写し（宿泊者数、宿泊期間のわかるもの） ・その他（ ）
宿泊施設	
利用施設（場所）	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

那須塩原スポーツコミッション 会長

スポーツ合宿宿泊費助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金について、那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 合宿団体名

2 合宿期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3 助成金額

4 その他

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

那須塩原スポーツコミッション 会長

スポーツ合宿宿泊費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金について、那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

- 1 合宿団体名
- 2 不交付決定理由
- 3 その他

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

スポーツ合宿宿泊費助成金交付請求書

年 月 日付で決定通知があった那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金について、那須塩原市スポーツ合宿宿泊費助成金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		